

令和7年12月19日（金）13時30分～  
交通政策審議会 海事分科会 第190回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第190回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のままで、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたら、カメラ、マイクをオフにしていただきますようお願ひいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクをオフとしていただきますようお願ひいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中17名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は44ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日は議事に入ります前に、事務局の足立審議官より一言ご挨拶させていただきたく存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【足立審議官】 皆様、どうもこんにちは。海事局審議官の足立でございます。着座にて失礼します。本日が今年の船員部会、今年では最後ということで、一言ご挨拶申し上げ

たいと思います。

今年、令和7年、2025年ですけれども、船員に関する取組、非常に大きな動きがあった年だったなと思っております。特に船員部会の皆様方、様々な形で船員行政にご協力、ご貢献いただき、本当にありがとうございました。一つ、海技人材の確保のあり方に関する検討会の取りまとめ、これを今年の6月にまとめさせていただきました。船員の養成ルートの強化、どうしていくか、間口をどう拡充するか、それから、どのように訴求をポイントを絞って拡大していくか、そのようなことをご議論いただき、今後の船員行政の道しるべをつくっていただいたかなと思っております。それを元に船員法、法律の改正も行いましたし、今それぞれの分野で積極的な、精力的な検討が進められているということで改めて感謝申し上げたいと思います。

また、STCW-F条約、こちらへの対応というのもございました。これは特に基本訓練をどうしていくかということで、水産業関係者と大きな議論もございましたけれども、しっかりと結論も得て、これも来年の2月には批准する運びになっているところでございます。JMET'Sの関係、これも中期的な在り方に関する検討会を取りまとめいただきまして、これは今年の4月だったかと思いますけれども、学校運営の在り方ですとか、練習船隊のあり方、これを一定の方向性をいただくことができてございます。また、外航3社のほうから大型の練習船、これを寄贈いただくということで、そのような宣言もいただいております。JMET'Sに関しては、来年が中期目標、中期計画の策定の年でございますので、また、しっかりと私どもも検討していきたいと思っています。

最後に、政権も高市政権になったということで、特に造船業が、政権全体としてはクローズアップされているところでございます。これは経済安保、サプライチェーンをどのように強化していくかという観点からAIとか量子、そういうものと並んで造船が重要分野ということで、さきの臨時国会で、まさに今週の月曜日でしたけれども、補正予算が成立をして、その中に造船関係は3,500億円の基金をつくるという中の1,200億円、こちらの予算措置をいただいているところで、非常に海事局としては画期的な状況になってございます。今年様々な船員に関わる成果、あるいは検討結果をいただいておりますので、これを土台にしっかりと検討して、また来年は、さらにより具体的に動いていく年ということになるかと思いますので、また、皆様方のご協力、よろしくお願いします。失礼します。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。それでは、議事に入りましたいと思います。加藤部会長、司会進行をお願いいたします。

【加藤部会長】 それでは、議事に入りたいと思います。審議事項でございます議題1の海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示の制定についてでございますが、前回の部会にて諮問のございました案件でございます。12月12日までとしておりました、各委員からのご意見の状況などにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 船員政策課の成瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示については、先月、第189回船員部会で諮問をさせていただいたところです。12月12日までとしておりました各委員からのご意見につきましては、特段、審議事項に関するご意見の提出はなかったということでご報告させていただきます。

基本訓練の運用に関する質問を委員所属の団体様からいただいたおりますが、こちらにつきましては、運用に関することでございますので、個別に回答をさせていただいております。ご承知おきいただければと思います。

私からは以上となります。

【加藤部会長】 ありがとうございました。前回の部会後、委員からのご意見はなかったようですので、答申の決定について、この場で確認したいと思います。それでは、本件につきまして、ご質問などございましたらお願いを申し上げます。藏本委員、お願ひいたします。

【藏本臨時委員】 内航総連の藏本です。説明ありがとうございます。また、我々団体からの質問に対する回答ありがとうございました。それを踏まえて2点ほど要望させていただきたいと思います。

我々業界の7割から8割を占める中小事業者は、制度文章に関する理解力が欠けている部分も多くございます。運用に対して誤解やミスが生じることがあると予想されるので、十分な周知をするために講習会の開催等を検討いただきたいと思います。もう一つは、講習修了証の管理に対してでございます。電子発行や運輸局のオンライン届出等の簡素化、中小事業者の事務負担軽減を図るための標準化、簡素化を検討いただくよう、よろしくお願ひいたします。

以上2点です。

【加藤部会長】 今、藏本委員から2点ございましたが、いかがでございましょうか。成瀬さん、お願ひいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 ありがとうございます。関係事業者への講習と理解を図つていただきための説明会ということだったと理解しておりますが、船員派遣事業者を含む対象者への全船舶所有者への周知は、当然のことながら国土交通省の方でしっかり行ってまいります。その上で、今おっしゃられた講習会が必要ということであれば、業界団体様におかれまして、日時、実施方法として、Web形式とか、そういうものを調整いただきたくお願いしたいと思います。

それともう1点、中小事業者の方が多いということで、オンライン手続とかの導入を通じて、事務手続の簡素化が図ってもらえないかと、そういう要望だったかと思います。令和9年度以降ですが、雇入れの届出のオンライン化を通じて、届出の際の提示書類というものを、簡素化を図っていきたいと、このような対応も考えております。

以上でございます。

【加藤部会長】 今2点ございましたが、藏本委員、いかがでしょうか。

【藏本臨時委員】 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【加藤部会長】 よろしゅうございますか。では、室長、よろしくお願ひ申し上げます。

そのほか、いかがでございましょうか。遠藤委員、お願ひいたします。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願ひします。前回の船員部会でも発言させていただきましたけれども、やはり基本訓練、これ新しく、Fも含めてですけれども、講習会とか実施箇所が14か所という話も前回の船員部会でございましたけれども、このような講習会の実施に伴って、一部の乗組員に負荷がかからないような、例えば乗下船に伴う負担がかからないよう、支障のきたさないようにしっかりと対応していただきたいと思いますし、乗船期間が、これで長くなったりすることがないようにお願いしたいと思います。

以上です。

【加藤部会長】 特定の個人への負担ということでしたが、いかがでしょうか、今の話は。

【成瀬労働環境対策室長】 今おっしゃられたことも十分考慮して対応してまいりたいと思います。

【加藤部会長】 ご要望ということでよろしいですか。お願ひいたします。そのほか、いかがでございましょうか。よろしいですか。では、特にないうでございます。

これ以外にないので、国土交通大臣から諮問第491号、海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示の制定について

をもって諮問された件につきましては、適當であるという結論といたしまして、海事分科会長にご報告したいと存じますが、いかがでございましょう。

(「異議なし」の声あり)

【加藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2の審議事項でございます。船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案について事務局よりご説明をお願い申し上げます。

【尾崎船員政策課課長補佐】 船員政策課の尾崎でございます。資料のほうから説明させていただければと思っております。資料のほうは12ページ、資料2からとなります。説明につきましては、通し番号18ページ、資料番号2-2を用いてご説明させていただければと思っております。18ページ、ご覧いただければと思います。

一枚おめくりいただきまして、19ページをご覧いただければと思います。こちらにつきまして、今年の5月14日に公布されました船員法等の一部を改正する法律の概要となります。本日ご説明させていただきますのは、資料の右側、緑色の枠で囲っている部分、1、船員不足の深刻化への対応、3、船員関係手続のデジタル化への対応に関する内容でございます。こちらにつきまして、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の新設、求人等に関する情報の的確表示の義務づけ、船員職業紹介事業を行う者等による求人者等への通知制度の新設、船員募集情報提供事業の制度化等であったり、あと、船員関係手続のデジタル化への対応のためのアナログ規定の見直し等が法律で規定されております。この改正法は公布から1年以内において、政令で定める日から施行されるところでございますけれども、今回、船員法施行規則であったりとか、船員職業安定法施行規則等の省令の所要の整備を行う必要がありますので、今回、その省令案をご諮問いただくものとなっております。

一枚おめくりいただければと思います。まず、船員不足の深刻化への対応に関する内容でございます。一枚おめくりいただきまして、右下21ページをご覧いただければと思います。ここは本年5月に公布されました船員法等の改正のうち、船員職業安定法の改正に関するものについて記載しております。先ほどもご説明させていただいたので、簡単にご説明させていただきますが、左上につきましては、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の導入、右上につきましては、求人等に関する情報の的確な表示に関する内容、こちらは運輸局であったりとか、無料職業紹介事業者等の船員募集情報を取り扱う者に対し

まして、虚偽表示であったりとか誤解を生じさせる表示を禁止するとともに、提供する情報を正確かつ最新な内容を保つための仕組みを導入するものになっております。左下につきましては、船員の募集情報提供に関する事業の制度化。主に船員の募集情報提供事業者に対する報告徴収等の仕組みを導入いたします。最後に右下、求人者等への通知制度の新設を実施しております。次のページからそれぞれの省令で取り決めることとなっている内容について、説明させていただければと思っております。

次のページ、右下 22 ページをご覧いただければと思っております。こちらは、新船員職業安定法におきまして、地方公共団体が無料の船員職業紹介事業を実施する場合に、地方公共団体の国交大臣への通知義務というものがございますけれども、その通知方法を省令で定めるものなっております。下の青色部分の記載内容につきまして、書面により通知するということを省令で定めさせていただきます。

次のページ、ご覧いただければと思います。こちらも引き続き新船員職業安定法につきまして、無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体につきまして、取扱い職務の範囲等を求人者や求職者に対して明示する義務がございます。この明示方法につきまして、省令で定めさせていただくものとなっております。明示するに当たりましては、求人の申込み、または求職の申込みを受理した後、速やかに書面の交付、電子ファイルの送信等において行わなければならないとしたいと考えております。

次のページ、右下 24 ページ、ご覧いただければと思います。こちらにつきましては、船員募集情報の提供事業が制度化されたという形になりますけれども、無料の船員職業紹介事業者等の一部の定義を省令で定めることとしております。省令では、それを船員募集情報提供事業を行う者、特定地方公共団体、こちらは無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体のこととございます。加えまして、無料船員労務供給事業者とすることとしたいと考えております。

次のページ、25 ページをご覧いただければと思います。こちらにつきましては、求人に関する情報や求職者に関する情報につきまして、その情報を提供するとき、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしてはならないとされておるところでございますが、この情報の広告の方法であったりとか求人等に関する情報につきまして、省令で定めることとなっております。その方法につきまして、省令で書面の交付、ファクシミリを使用する送信、電子メール等の送信、放送等の方法としまして、その情報を自らまたは求人者に関する情報、法に基づく業務の実績に関する情報という形で省令で定めさせていただければと思つ

ております。

次に、26ページご覧いただければと思います。こちらも引き続き船員職業安定法でございますけれども、求人に関する情報や求職者に関する情報につきまして、正確かつ最新の内容を保つための措置を講じなければならないこととされておりますけれども、その方法を省令で示すものでございます。省令には情報を遅滞なく提供をやめたり、訂正したりすること等を講すべき措置について、定めさせていただければと思っております。

次のページ、27ページご覧いただければと思います。新船員職業安定法におきましては、求職者の個人情報の取扱いについて、目的を明らかにして収集しなければならないとされております。省令におきまして、その業務の目的を明らかにする方法について定めることとなっております。省令において、業務の目的を明らかにするに当たっては、インターネットの利用、その他適切な方法により行うものとしたいと考えております。

次に、28ページをご覧いただければと思います。新船員職業安定法におきまして、求人者等への通知制度が新設されております。省令におきましては、求人者への通知方法について定めさせていただければと思っておりまして、書面の交付、ファクシミリの送信または電子メール等の送信による方法で通知することにより行うものとしたいと考えております。

以上が船員不足の深刻化への対応に関するものになります。

次に、船員関係手続のデジタル化への対応関係でございます。29ページ、30ページをご覧いただければと思います。30ページにつきましては、新しい船員法では、船員手帳への記載、押印を必要とする手続の規定の見直しに当たりまして、各種資格証明等に係る大臣による船員手帳への承認というものを、適任証書の交付によって代替可能とするということと、勤務に関する事項に係る船長による船員手帳への記載というものを、船舶所有者による書面の交付によって代替可能とするというところを決めたところでございます。これによりまして、例えば下の図のとおり、令和9年4月から開始予定の雇入れの契約の届出手續に関しましては、船員手帳に記載されている内容がデジタル化されることによりまして、紙の書類の作成が不要になりましたり、運輸局への出頭、これが今、必要になってくるんですけども、そちらが不要になるなど、船員をはじめとした利用者への利便性が向上すると考えております。

31ページご覧ください。新船員法では、船舶所有者が船員に対しまして、船内における職務、雇入期間、その他勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、船長によ

る船員手帳への記載が免除されることとなっておりますが、それにおきまして、船員への書面の交付方法及び書式について定めるものとなっております。また、雇入契約の成立等の届出の際の提出書類につきまして、従前の船員手帳等に加えて、その署名を追加するという形で省令とさせていただければと思っております。

32ページをご覧いただければと思います。新船員法では、航海当直部員等の認定につきまして、現行の船員手帳への証印に加えまして、適任証書の交付によることも可能としたところでございますが、省令では、認定をした旨の証印というものを認定に改めさせていただくほか、適任証書の様式、こちらを新設するものでございます。

最後になりますが、33ページご覧いただければと思います。こちらの船員行政のデジタル化に関連しまして、令和8年度から開始される航海当直部員を始めまして、衛生管理者資格、救命艇手規則、船舶料理士資格の各種資格等の申請のオンライン化に必要な添付書類等について、省令において見直しを行うものでございます。船舶料理士資格につきましては、オンライン申請時に必要な手数料を省令で定めることになっております。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、こちらは交付を2月中旬から下旬を予定しております。施行は、改正法の施行から1年以内、こちら、日付としましては2026年の5月13日となりますけれども、それまでに施行することとしております。今回、法律に基づいて省令で定めないといけないことというものを諮問させていただきますが、必要な告示であったり通達という詳細な運用につきましては現在、検討中でございます。運用に当たりましては、現場に混乱が起こらないよう、事業者様等への事前の周知を行うことを検討しております。

私からは以上でございます。

**【加藤部会長】** ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問ございますでしょうか。いかがでございましょう。遠藤委員、お願ひいたします。

**【遠藤臨時委員】** 遠藤です。よろしくお願いします。船員行政手続のデジタル化への対応ということで、船員法の改正も含めてご説明いただいたわけなんですけれども、法律の条文が変わることにより省令事項が変わるんだということで理解はしたんですが、船員手帳を含め、デジタル化に向け、内部でシステムの構築といいますか、そういうものをやられているわけなんですが、今オープンになっているというか、公表されているのは、新たな船員手帳のデザインが、国交省のホームページで周知されているのみでしか分からぬんですよね。それも含めて、省令のところでこういうふうに改正されるんだと言われ

ても、なかなか新船員手帳の内容などがどういうものになっているかとか、そういったものが分からぬ中で省令改正というのはどうかと思っています。

今の進捗といいますか、そういったところがどれぐらい進んでいるのか。それからシステムを構築するに当たってどういう管理の仕方をしようとしているのか、その辺が見えてきませんし、それから今の運輸局、それから支局、それから自治体に委託をして、手続きを実施しているところもあるうかと思うんですけども、こういったところがどのように変わっていくのかどうか、その辺も含めて、少しデジタル化のところは前回から進捗も含めて、説明されてから数か月たっておりますので、その辺、何か分かる範囲といいますか、進捗状況などを教えてほしいんですけども。

【加藤部会長】 2つですか、一つ。

【遠藤臨時委員】 まとめて。

【加藤部会長】 まとめてでいいですか。分かりました。じゃあ、どなたがお答えいただけますか。お願いします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 尾崎のほうから回答させていただければと思います。船員手帳の内容であったりとか、見直し内容につきましては、昨年の船員部会、令和6年1月、11月に共有をさせていただいた内容から大きく変わっていない状況でございます。それに向けて、例えば来年度、それに向けたシステムというようなところをしっかりと作っていくというところを取り組ませていただければと思っているところでございます。

船員手帳につきましては、例えば船員手帳に記載される情報につきまして、船員の身分証明のための必要最低限の情報を記載事項に残すというところであったりとか、外国での上陸、乗下船をするときに官庁記事欄が利用されているということを考慮しまして、それを残すであったりとか、そういうところを既に共有させていただいておりまして、それ以外のところは、例えば国が管理する情報として、船員のマイページのようなところで閲覧をしていただけるようにするであったりとか、そういう基本的な方針につきましては、それに従って今、システムのほうを構築しているような状態でございます。実際、今後、デジタル化に伴いまして、例えば船員の方が、これまで出頭を前提としていた手続というようなところがデジタル化されることによってスムーズにできるというところはあろうかと思いますけれども、実際、例えば運輸局だったりとか今の窓口がどのくらい縮小できるのかであったりとか、具体的な運用につきましては、今まさに検討中でございますので、そこが決まりましたら、また現場に混乱が生じないように皆様にご周知させていただければ

と思っているところでございます。

以上でございます。

【加藤部会長】 遠藤委員、いかがですか。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。船員手帳のデジタル化を行うに当たって、既存の船員手帳の機能を損なうことのないことが前提で、それらを踏まえて、今のデジタル化は進んでいると理解しているんですけども、実際、例えばの話になって申し訳ないんですが、今の雇入れ、雇い止めの届出をする場合において、運輸局であったり、運輸支局であったり、それぞれ就業規則の提示を求められたりとか、そういういたものがありますし、それから、あと海員名簿の扱いをどうするのかとか、そういういたものが全く見えてこないわけですよね。その辺もどういう形で進んでいて、明らかになってこないと、省令改正を先に進めて、実態が見えてこない中、そういう話もない中で、省令改正を求められても、判断できかねますし、どういう形でDX化ががなされていくのかというイメージができるないんですけども、その辺の扱いってどういう形で考えておられるのか、その辺、知りたいんですが。

【加藤部会長】 いかがでしょう。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。雇入れに関する手続に関しましては、昨年の12月の船員部会でご提示させていただきました資料をご参考いただければと思いますが、例えば、船舶所有者が必要事項を記入した雇入届出書であったりとか、船長等が必要事項を記入した船員手帳であったり海員名簿、その他必要な資格証明に加えまして、例えば雇入契約書であったりとか、遠藤委員おっしゃっているとおり、就業規則等の添付が必要となり、それを地方運輸局等へ来ていただいて受理印を押す、そういう手続をしておるところでございますけれども、こちら令和9年の4月、雇入契約に関する手続のデジタル化によりまして、例えば雇入れ届出書であったりとか海員名簿というようなところは、船舶所有者の方がオンラインで入力するようなことが可能になり、さらに申請もオンラインで可能となるような形で今現在、システムを作つておるところでございます。お尋ねだった就業規則であったりとかそういったところはPDFで作成しまして、初回申請のみに届け出でていただく。そこを船員のIDであったりとか各書類、こちらをひもづけることで情報と船員の一体性を確保する、そういうところを今、検討して、この方向性については昨年12月にお示ししている内容でございまして、これに沿つてシステムのほうも開発をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

【加藤部会長】 いかがでしょう。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。システム開発は開発で当然なされていて、よりよいものができれば一番いいんでしょうけども、なかなか今の説明だけで、今日出されました省令改正が必要なんだと言われても、その辺のイメージがなかなかつかめないといいますか、理解できないといいますか、省令改正を行ってから後に、問題になったところが出てきても、困るのではないかと思っておりますので、実際ここは同時並行、同時進行といいますか、並行して見直していくというような考え方にはならないんでしょうか。

【加藤部会長】 いかがですか。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。一応、同時並行といいますか、昨年12月にお示しさせていただいた方向で船員法等も改正させていただいて、今回それに伴う省令を改正させていただくという形でございますので、今どういったことを構想しているのかというようなところは改めて別途ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【加藤部会長】 今のお話だと、遠藤委員のほうは具体的に何かイメージできるようなものがという意味ですか。それとも、イメージだけで話をしているから具体的にもう少し説明いただいたらいかがですか。

【遠藤臨時委員】 危惧しているところは、例えば省令改正が行われた後にいろんな問題が出てきて、混乱が生じてまで改正する意味もありませんし、省令改正をするイコールシステムのほうと当然一致していないとおかしな話になるわけで、全く今の段階では見えてこないので、この段階で省令改正するのはどうなのか、ということで意見しております。

【加藤部会長】 なるほど、分かりました。齋藤委員、いかがでしょうか。

【齋藤臨時委員】 関連ですが、この件については非常に重要なことで、現場の船員に混乱があつてはならないと思いますし、今現在、既存の船員手帳の機能が残ることが大前提でなければならぬと思っています。そういうことで、今ご説明のとおり、現在、DX化の切替えに伴うシステムの構築中というご説明もありましたし、要はDX化の機能、そしてシステムが全て完成されてから法律改正、省令改正ということがなされるんじゃないかなということで、順番が若干違うんじゃないかなとは思うんです。部分的にかいづまんで先行してということにはならないでしょうし、関係団体の方からもいろいろ様々な質問がされていると思いますし、我々含めて、全て問題が解消されたのかどうかというところ

もございます。ということで、また詳しく説明会等を行っていただきながら、問題が解消され、その後に、完成された後にそういった法令、省令改正ということになっていくんじやないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【加藤部会長】 これ、今、決めずに意見をいただくことになりますね。順番としては、もう一度審議をするということになりますから、今いただいている意見も含めて、もう少しちゃんと理解していただけるように、対応されて、次のステップに進むということですね。もう1回審議の機会があるんですよね。

【尾崎船員政策課課長補佐】 すみません、今回審議をさせていただいて、ご意見賜りたいという……。

【加藤部会長】 そうですね。意見をお聞きするわけですよね。だから今、意見をお聞きして、それでまた対応していただけるということですね。

【尾崎船員政策課課長補佐】 はい、その理解で。

【加藤部会長】 そういうことですよね。遠藤委員、お願いします。

【遠藤臨時委員】 じゃあ、この省令改正は26年の5月頃ではないんですかね。違う。

【尾崎船員政策課課長補佐】 政省令改正自体は、26年の2月の公布をさせていただければと思っておるところでございます。今回、ご質問いただく範囲の部分です。例えば船員手帳の中の様式等であったりとか、そういったところも省令で定めないとけない部分もあるかと思いますので、そこは別途また、こういった船員部会でご諮問させていただくような形になってくるかと存じます。

【加藤部会長】 いかがですか。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。今のご説明だと、2月には取りあえずやるけれども、細かいところは相談しながらやっていくと、そういうことですかね。

【尾崎船員政策課課長補佐】 はい、おっしゃるとおりでございます。

【遠藤臨時委員】 いや、いいですか。

【加藤部会長】 遠藤委員、お願いします。

【遠藤臨時委員】 そういう改正というのはちょっとどうかなと思います。やはりある程度の形ぐらいまではしっかりしたものをしていただいて、詰めてやっていかないと、よろしくないんじゃないかなだと思いますが。

【加藤部会長】 ある程度、詰めることはできますか。次回までに。

【尾崎船員政策課課長補佐】 ご意見を踏まえまして……。

【加藤部会長】 次回の審議のときに、お願ひします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 はい、させていただければと思います。

【加藤部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ちょっとしつこいようなので、もうそろそろやめようかと思っていますが、一つ確認したいのが実際、今の新しい法律の条文は、これはもう待ったなしでやるということなんですか。

【尾崎船員政策課課長補佐】 はい。こちらは6年の5月14に公布させていただいて、施行を1年以内にするという形になっておるところであります。

【遠藤臨時委員】 今、それに向けての省令事項とかで今後、中身の問題として想定されるであろうものの整理は、出てきた意見を踏まえて省令改正のほうをやっていきたいと、こういう理解でいいんですか。

【尾崎船員政策課課長補佐】 はい。

【加藤部会長】 そうなんですよね。今いただいた意見に基づいて、そこで対応した上で省令改正するわけでしょう。

【尾崎船員政策課課長補佐】 そうです。

【加藤部会長】 だから、今の言っていただいたことに対応していただくということで、船員部会で議論するのは次回ということですか。

【尾崎船員政策課課長補佐】 いただきましたご意見を踏まえて、来月までに答申をいただきたいような形で審議いただくという形です。

【加藤部会長】 今、時期の話になっているから、その辺どうですか。持ち帰って検討したほうが良いのですか。

【遠藤臨時委員】 結局、何も見えてこないといいますか、実際、今の段階では、これがいいのか悪いのかというところの判断もつかないですし、審議事項だと言われていますけど、この部分だけでこれを審議しろと言われたら、じゃあ、その中身の問題がどうなのかとかというのがあるので、それは総合的に見て判断というか、総合的に見て議論する必要がありますので、現時点では、それはどうなんでしょうかとしか言わざるを得ないと思います。

【加藤部会長】 判断材料が欲しいということですよね。

【遠藤臨時委員】 はい。

【加藤部会長】 答申を出すにしてもですよ。

【遠藤臨時委員】 材料が少ないとしか言えないのでは。

【加藤部会長】 そういうことですね。

【遠藤臨時委員】 はい。

【加藤部会長】 だから、もう少し詰める必要があって、お見せして何か材料があればということで、その辺りどうなんですかね。

【尾崎船員政策課課長補佐】 別途、ご説明させていただければと思います。

【加藤部会長】 後藤さん、どうぞ。

【後藤船員政策課長】 すみません、私のほうからも1点だけ。今、遠藤委員からいただいた意見については、まさにおっしゃるとおり、今、判断材料が足りないということですでの、そこについては別途、判断できる材料ということで、ご説明させていただくことにしたいと思いますので、それでご理解いただきたいと思います。

【加藤部会長】 では、そういうことで、意見やそれ以外にもございましたら、少し早いのですが、1月9日までに書面でとなっています。船員政策課までいただきたいということでございます。

それでは、ご意見よろしくお願ひいたします。対応のほう、よろしくお願ひいたします。次の議題に移りたいと思います。議題3の審議事項でございます。船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利害を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条、ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方は会場から退出をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【加藤部会長】 本日の諮問につきましては、別紙に掲げるものに対する船員派遣事業の許可について、許可が適当であるという結論といたしまして、海事分科会長にご報告したいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【加藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題4の審議事項でございます。無料の船員職業紹介事業の許可について、事務局より説明をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【加藤部会長】 本日意見を求められた諮問につきましては、別紙に掲げるものに対す

る無料の船員職業紹介事業の許可について許可することが適當であるという結論といたしまして、海事分科会長にご報告したいと存じます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【加藤部会長】 ありがとうございます。

これで、本日予定されました議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

【加藤部会長】 審議官、お願いします。

【足立審議官】 遠藤委員からございました船員行政手続のデジタル化でございます。

これ、今いただいたご意見を中でも整理して、もう一度しっかりと皆さんにお話をお諮りで  
きるようにしたいと思っています。方向性として、デジタル化というのはもう常ですし、  
それによって当然船員の皆様方にとっても申請のいろんな負担が減り、我々、申請を受ける側もいろんな負担が減るということで、これはしっかりと進めていくべきものかなと思つ  
ておりますけれども、デジタルとか、まさに省令の話って非常に無機質なものですから、  
どうしてもこういう今日、ご説明をさせていただいているんですけれども、全体像もよく  
分かるようにということでしたので、そこはしっかりと整理してやっていきたいと思ってい  
ます。特に我々も今、マイナンバーカード、これをデジタル化に当たっていろんなトラブ  
ルも含めて起こっていますけれども、船員手帳というのは船員の皆さんまさに身分その  
ものを証明するものもあるので、そこは船員の皆様方にもしっかりとこれを使ってもらえる  
ようなものであることを、しっかりとご説明申し上げたいと思っていますので、よろしく  
お願ひします。

【加藤部会長】 ありがとうございます。それでは、成瀬さん、お願ひいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 委員の退任につきまして、ご報告申し上げます。

労働者委員の大山委員におかれましては、今月の部会をもちまして退任される予定とな  
っておりますことから、ご紹介させていただく次第でございます。大山委員におかれまし  
ては、令和4年の12月の第155回船員部会以降、3年間にわたり、労働者委員として  
ご就任いただき、貴重なご意見を賜りました。事務局より、大山委員のご尽力、心より厚  
く感謝の意を表したいと存じます。誠にありがとうございました。

事務局からは以上となります。

【加藤部会長】 大山委員からも一言何かお願ひできますか。

【大山臨時委員】 ご紹介いただきまして、ありがとうございます。諸事情によりまし

て、今月をもちまして、私、船員部会の委員から外れることになります。今日も船員不足の深刻化への対応関係で意見を言おうと思ったんですけども、DXのほうで盛り上がってしまってタイミングをなくしてしまいましたが、今後も船員確保に向けた船員行政の運営について、残られる委員の皆様にぜひともお願ひをして、それから部会長をはじめ皆様、この3年間大変お世話なりました。引き続き、狭い業界で会うこともあるかと思いますので、よろしくお願ひをして、退任のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

**【加藤部会長】** 私の進め方が悪くて、意見を言っていただけなくて、申し訳ございませんでした。長い間本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、ほかに何か意見ございませんか。それでは、事務局からお願ひいたします。

**【岩下労働環境技術活用推進官】** 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

**【加藤部会長】** それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第190回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。遅れまして、議事進行が悪くて申し訳ございません。ありがとうございました。

——了——